

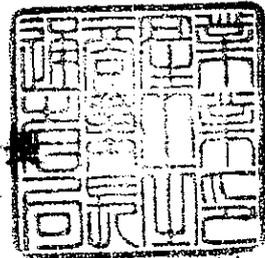
通商産業省

47重局第918号

昭和47年9月22日

日本自動車振興会会長 殿

通商産業省重工業局長



競輪公正安全中央委員会決定事項に基づく実施細目の決定について

昭和47年7月24日競輪公正安全中央委員会決定「不正競走防止のための措置の強化について」(別添資料1)については、昭和47年8月3日付け47重局第559号をもつて通知しましたが、本決定に基づく実施細目について、競輪公正安全中央委員会の持廻り審議の結果、昭和47年9月9日別添(資料2~7)のとおり措置することが決定されましたので、通知します。

各関係団体としては、本実施細目のそれぞれの実施について、速やかに徹底方ご指導をお願いします。



不正競走防止のための措置の強化について

昭和 47 年 7 月 24 日
競輪公正安全中央委員会

最近、警視庁における暴力団の取締りに関連して、自転車競技法違反容疑により、競輪選手が多数逮捕される事件が発生した。事件の内容については、現在なお捜査が進行中であり、これが明らかになるためには、いましばらくの時間の経過を待たなければならないが、競輪の社会的地位および特質からいつて、かかる事件が発生し、多くの競輪ファンおよび世間一般に疑惑の念を抱かせたこと自体極めて遺憾なことといわなければならない。

公正安全の確保は、競輪実施の基本であり、これを守るためには、これまでも種々の努力が積み重ねられてきたところであるが、それにもかかわらず、なお、このような不祥事件が繰返されることについて関係者としてあらためて姿勢を正し、それぞれの守備範囲に応じ或いは相互に協力し、今後かかる事件の絶滅を期して一層の努力を傾注しなければならない。

このため、従来不正防止のための諸対策に加え、当面早急に次の諸対策を講ずることが必要である。

1. 不正容疑に関連する情報の把握および収集伝達体制の強化

イ 不正競走事実を有効に把握、摘発するため、自転車競技会は従来のレースに対する監察の厳正実施を図るほか、新たに施行者、自転車競技会、日本競輪選手会の三者の協力によるレースの総合的再検討制度を実施する。このため毎日の最終レース終了後、各レースについて、レース展開、異常売上げの有無、場内の動静等を総合的に分析検討し、その結果を記録するとともに、各開催ごとにこれを取りまとめて府県別情報委員会に報告するものとする。

ロ 競走の公正安全を阻害する事実に関する情報の収集をさらに一層強化するため日本自転車振興会の専門調査員を拡充する。

さらに必要と認められる場合は、競馬保安協会にならつた強力な専門調査機関の設置を検討する。

ハ 日本競輪選手会においても、組織の内部において、選手の不正行為の摘発、不明朗な情報の収集等に関する自主的体制の整備、強化を図る。

ニ 不正競走防止のため新たに府県別および中央に情報委員会を設け、毎月定例的に各関係者において把握した不正容疑に関連する情報の交換および審査を行なう。

2. 不適正選手の排除

イ 施行者は、中央の情報委員会における審議の結果を勘案し、競輪の公正安全確保の見地から出場に問題のある選手との出場契約の締結に当たつて、慎重に対処するものとする。

なお、日本自転車振興会は、中央の情報委員会における審議結果を勘案し、必要と認めるときは業務規程に基づく登録消除、あつせん停止、あつせん保留等の措置を講ずるものとする。

ロ 日本競輪選手会において綱紀審議委員会を設ける等により不適正選手を排除するための自主的措置を強化する。

3. 不正行為防止のための施設の改善

通商産業局を含む関係者から成る調査団を組織し、競輪場の施設の総合的再検討を行ないその結果に基づき必要がある場合は不正行為防止のための施設の改善をすみやかに実施する。

4. 選手の養成・指導の強化

イ 日本自転車振興会の競輪学校の教育期間の延長について検討する。

ロ 新人選手に関し、競輪学校卒業後のアフタケアとして特

別の生活指導を行なう制度を検討する。

- ハ 選手会組織に関し指導員等を中心とした組織化の推進等により、選手の日常生活の掌握、指導体制を整備するとともに指導員に対する教育を強化し、その資質の向上を図る。
- さらに必要と認められる場合は、各関係者の相互協力を求めて専門の選手掌握組織をつくることを検討する。

競走総合再検討制度

現行の競輪開催における競走の厳重観察に加え、昭和47年7月24日開催の競輪公正安全中央委員会において決定された「不正競走防止のための措置の強化について」の1のイに基づきレースの再検討を新たに行ない競走内容を分析し不正競走の摘発に資する。

1. 構成

- (1) 施行者、開催執務委員長またはその指名する者
 - (2) 自転車競技会、競技委員長またはその指名する者
 - (3) 日本競輪選手会、支部長または支部事務局長および当該競輪場に派遣された指導員の中から日本競輪選手会が指名する者
- なお、日本自転車振興会の競走観察員も検討会に出席することができるものとする。

2. 検討会

3の事項について総合的に再検討するため原則として当該日のすべての競走終了後所定の場所において開催する。

3. 検討事項

レース展開、異常売上げの有無、場内外の情報、場内の動静、および当該選手の動向、競走経歴等を総合的に分析検討する。

競技会は別紙様式によるレース再検討表を検討会に提出する。

4. 事 務

検討会の会議の進行および事務は自転車競技会がこれに当り検討記録、報告書、その他資料を作成する。

5. 都府県情報委員会への報告

自転車競技会は検討会終了後速やかに記録書を作成し、都府県情報委員会に提出するものとする。

6. 遵守義務

(1) 構成員は本検討会の主旨に鑑み不正競走防止のため相互に協力しなければならない。

(2) 構成員は職務上知り得た機密を他に漏してはならない。

(3) 構成員はそれぞれにおいて把握した特異事項を検討会に確実に提供し活発な意見の交換を行ない実態を的確に分析しなければならない。

異常動作記録票

第 第 回 競輪

第 日 第 レース 番 選手 都府県

観 察 事 項	入 場 口 附 近	異常動作のあつた場所							備 考
		B.S	3C	2S	4C	H.S	1C	1S	
1. 内圏線を切つた									
2. 外帯線をはずした									
3. ハンドルのニギリ位置を変えた									
4. 座す位置を変えた									
5. ハンドルを握つている指を開いた									
6. ハンドルから手を離した									
7. 頭を不自然に動かした									
8. ひじを不自然に動かした									
9. 腰を不自然に動かした									
10. ひざを不自然に動かした									
11. ペダルの踏み方が不自然である									
その他 不自然 と思わ れる動 作									

観 察 員

乙第八号証の三〇

日自振専門調査員拡充配置計画

1. 日自振は今後専門調査員を10名程度増員し、つぎの配置体制をつくる計画である。

(1) 北日本・関東・南関東地区	10名
(2) 中部地区	2名
(3) 近畿・中国・四国地区	9名
(4) 九州地区	4名
計	25名

増員する専門調査員は、主として捜査または公安調査の経験を有する警察官の中から適任者を採用する。

県情報委員会会則例

(目的)

第1条 県情報委員会は(以下「委員会」という。)、

県における競輪の公正安全を阻害する事実に関する情報の収集・交換を~~する~~^{行なう}とともに競輪中央情報委員会(以下「中央委員会」という。)と常に密接な連絡をとり、その内容を精査することにより競輪の適正な実施に資することを目的とする。

〔注〕 同一都道府県内に2以上の競輪場があり、施行者を異にする場合は、競技会支部毎もしくは競輪場毎に開催することができるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長および委員 ~~各以内~~をもつて構成する。

(委員長)

第3条 委員長は、競輪開催時において競技委員長となるべき者とする。

第4条 委員長は、会務を総理する。

(委員)

第5条 委員は、原則として次に掲げるものとする。

またはその指名する者

- (1) 県内競輪場の管理施行者 2名
- (2) 競技会の役職員 2名
- (3) 選手会の役職員 2名

(会 議)

第6条 委員会は、委員長（委員長に事故あるときはあらかじめ指名する委員）が招集してその議長となる。

第7条 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

第8条 委員会は、精査・検討した結果を速やかに中央委員会に報告するものとする。

(中央委員会からの通知)

第9条 委員会は、中央委員会の審議結果の通知を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員会は、委員会に提出された資料または情報を他にもらしてはならない。

(庶 務)

第11条 委員会の庶務は、競技会において行なう。

県情報委員会運営要領

県情報委員会（以下「県委員会」という。）の運営は、この要領の定めるところによる。

1. 県委員会において審査する情報資料の提出は、つぎにより行なう。
 - (1) 自転車競技会は、競輪開催終了後実施した「競走検討会」において必要と認めた情報資料を県委員会に提出する。
 - (2) 県委員会の委員は、その所属する団体において把握した情報資料をそれぞれ月ごとに一括して県委員会に提出する。
2. 情報資料の種類はつぎのとおりとし、それぞれ右欄に掲げる様式による文書とする。
 - (1) 不公正競走に関する情報（以下「1号情報」という。）

様式第1
 - (2) 不適正競走に関する情報（前号に掲げるものを除き。以下「2号情報」という。）

様式第2
 - (3) 前各号に掲げるほか競輪の公正安全を阻害するおそれがある事実または人物に関する情報（以下「3号情報」という。）

様式第3
3. 県委員会は、前項の情報資料に基づき、次の事項に重点を置いて公正かつ慎重に情報の審査を行なうものとする。

(1) 1号および2号情報関係

ア 出走表、審判記録、競走録画、予想紙等の資料により

競走上の異常、疑点の有無について

イ 投票および払戻関係資料に^{基づく}投票および払戻上の異常の有無について

ウ 選手管理、番組編成、検車、場内取締等関係執務員、

選手指導員、その他当該競輪実施関係者の記録および情報

資料に^{基づく}選手ならびに背後関係者の動向について

エ 当該選手の日常生活の実情および人的背景について

オ 当該選手の競走経歴および過去における情報の有無について

カ その他参考とすべき事項について

(2) 3号情報関係

前号ウ、エ、オおよびカに準ずるほか、競輪の公正安全

を阻害するおそれがあると認められる具体的事実について。

4. 県委員会は、情報の審査を行なったときは、当該選手ごとに、つぎの基準により評価を行なう。

種 別	評 価
A	当該情報が中央情報委員会の審査に付することを相当と認める。
B	当該情報が競走の公正安全を阻害するおそれを有するものとは認められない。

5. 県委員会の審査の結果、前項による評価が「A」とされたものについて別紙の様式による文書に必要な資料を添付してすみやかに中央委員会に提出する。

この要領は、昭和47年 月 日から実施する。

競輪中央情報委員会会則

(目的)

第1条 競輪中央情報委員会(以下「中央委員会」という。)
は、競輪関係団体が協力して競走の公正安全を阻害する事
実に関する情報資料について交換するとともにその内容を十分
精査することにより、競輪の適正な実施に資することを目的
とする。

(構成)

第2条 中央委員会は、委員長および委員 8 名以内をもつて
構成する。

(委員長)

第3条 委員長は、日本自転車振興会副会長とする。

第4条 委員長は、会務を総理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる団体の推薦する者。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 日本自転車振興会 | 2名 |
| (2) 全国競輪施行者協議会 | 2名 |
| (3) 全自競協議会 | 2名 |
| (4) 日本競輪選手会 | 2名 |

(会 議)

第 6 条 中央委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員）が招集して、その議長となる。

第 7 条 中央委員会は、原則として毎月第 4 木曜日に開催するものとする。

第 8 条 中央委員会において精査検討した結果については、競輪関係団体はこれを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第 9 条 中央委員会の運営の方法および中央委員会に提出する情報資料の種類等については、別に定めるものとする。

(県情報委員会への通知)

第 10 条 中央委員会は、会議において精査検討した結果を県情報委員会に通知するものとする。

(幹 事)

第 11 条 中央委員会に、委員長の指名する幹事若干名を置く。

2 幹事は中央委員会に出席して、意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第 12 条 委員は、中央委員会に提出された資料および情報または委員会において知つた事実を他にもらしてはならない。

(庶 務)

第 13 条 中央委員会および幹事会の庶務は、日本自転車振興会において行なう。

中央情報委員会運営要領

中央情報委員会（以下「中央委員会」という。）の運営は、この要領の定めるところによる。

1. 中央委員会において審査する情報資料の提出はつぎにより行なう。

(1) 県情報委員会（以下「県委員会」という。）は、審査した情報資料について意見を付して、すみやかに中央委員会に提出する。

(2) 中央委員会の委員は、その所属する団体において把握した情報資料をそれぞれ月ごとに一括して中央委員会に提出する。

2. 情報資料の種類はつぎのとおりとし、それぞれ右欄に掲げる様式による文書とする。

(1) 不公正競走に関する情報（以下「1号情報」という。）

様式第1

(2) 不適正競走に関する情報（前号に掲げるものを除き以下「2号情報」という。）

様式第2

(3) 前各号に掲げるほか競輪の公正安全を阻害するおそれがある事実または人物に関する情報（以下「3号情報」という。）

様式第3

3. 前項の情報資料について専門的分析を必要とするときは、中央委員会に先だつて、幹事会において検討する。
4. 中央委員会は、第2項の情報資料に基づき、次の事項に重点を置いて、公正かつ慎重に情報の審査を行なうものとする。

(1) 1号および2号情報関係

- ア 競走上の異常または疑点の有無
- イ 投票および払戻上の異常または疑点の有無
- ウ 選手および背後関係者の動きに関する疑点の有無
- エ 選手の日常生活および交友関係における疑点の有無
- オ 選手の競走経歴、その他過去の選手生活における疑点の有無
- カ その他競輪の公正安全の確保上関係があると認められる情報における疑点の有無

(2) 3号情報関係

前号ウ、エ、オおよびカに準ずるものとする。

5. 中央委員会は、前項の審査を行なつた上で、選手ごとに情報を取りまとめ、次の基準により評価を行なう。

種別	評 価
A	当該情報が競走の公正安全を阻害するおそれを有するものと認められる。
B	当該情報が競走の公正安全を阻害するおそれを有するものと認めるには、理由が不十分であるが、引き続き調査および観察が必要と認められる。
C	当該情報が競走の公正安全を阻害するおそれとは認められない。

6. 中央委員会は、その審査の結果についてすみやかに前項の評価の種別に応じ、つぎの県委員会に対して「様式第4」により通知する。

- (1) 前項の評価が「A」とされたものについてはすべての県委員会
- (2) 前項の評価が「B」または「C」とされたものについては当該県委員会

この要領は、昭和47年 月 日から実施する。

記載上の注意

1. 様式 1、2、3 については、すべて中央情報委員会と県情報委員会に共通とする。
2. 様式 1、2、3 の記載については、正確かつ明瞭に記載すること。
3. 情報内容については、具体性、客観性に十分留意して記載すること。
4. 様式 1、2、3 の受理番号は、情報を受理した委員会の庶務担当者が記入すること。
5. 様式 1、2、3 の整理番号は県委員会が中央委員会に一括して提出する際に記入する一連番号であつて、その番号を別紙様式の整理番号欄に記入すること。
6. 該当競争欄は、当該競走のみを記入すること。
7. 添付資料については、1号情報の場合は、
 - (1) 競走成績表
 - (2) 予想紙(2紙以上)
 - (3) 車券発売票明細表(各窓口別)
 - (4) 審判記録

- (5) 審判長所見
- (6) 場内情報報告書
- (7) レース再検討表
- (8) 異常動作記録表

を必ず添付し、その資料名を当該欄に列記すること。

また、前記以外に提出する資料があつた場合はその資料名を記入すること。

2号情報の場合は、

- (1) 競走成績表
- (2) 予想紙(2紙以上)
- (3) 審判記録
- (4) 審判長所見
- (5) レース再検討表
- (6) 異常動作記録表

を必ず添付し、その資料名を当該欄に列記すること。

また、前記以外に提出資料があつた場合は、その資料名を記入すること。

(様式第1)

1 号 情 報	情報委員会受理番号 第 号 昭和 年 月 日		整理番号 第 号
競輪中央 (都道) 情報委員会委員長 殿		昭和 年 月 日	
府県		提出者	
下記の選手に係る情報についてつぎの通り提出します。			
府県	選手名	年令 才	登録番号 級 班
1. 該 当 競 輪	昭和 年 月 日 第 回	第 回	第 日 級第 競走
	昭和 年 月 日 第 回	第 回	第 日 級第 競走
	昭和 年 月 日 第 回	第 回	第 日 級第 競走
2. 競 走 の 状 況			
3. 投票および払戻の状況			
4. 背後関係者の動向			
5. 競輪場内外の風評および観客の動向			
6. 当該選手の競走前歴その他参考とすべき情報			
7. 添 付 資 料	(1)	(7)	
	(2)	(8)	
	(3)	(9)	
	(4)	(10)	
	(5)		
	(6)		
県情報委員会の評価 および意見	評	意	
中央情報委員会の評価 および意見	価	見	

(様式第2)

2号情報		情報委員会受理番号第			号	昭和	年	月	日	整理番号第	号	
競輪中央 (都、道)						情報委員会委員長殿			昭和 年 月 日			
						提出者						
下記の選手に係る情報についてつぎの通り提出します。 ㊦												
選手名	都府	道県	番		級	班	才					
	都府	道県	番		級	班	才					
	都府	道県	番		級	班	才					
1. 該当競輪	昭和		年	月	日	第	回	営	競輪第			日
	昭和		年	月	日	第	回	営	競輪第			日
	昭和		年	月	日	第	回	営	競輪第			日
2. 競走の状況												
3. 投票および払戻の状況												
4. 競輪場内外の風評および観客の動向												
5. 当該選手の競走前歴その他参考とすべき情報												
6. 添付資料	(1)					(7)						
	(2)					(8)						
	(3)					(9)						
	(4)					(10)						
	(5)											
	(6)											
県情報委員会の評価および意見		評	価	意								
中央情報委員会の評価および意見				見								

(様式第3)

3 号 情 報	情報委員会受理番号	昭和 年 月 日	整理番号
競輪中央 (都、道) 府、県	情報委員会委員長 殿	昭和 年 月 日	提出者
下記の選手に係る情報についてつぎの通り提出します。			㊦
府県	選手名	登録番号	級 班 年令 才
1. 公正安全を阻害するおそれある事実または人的背景			
2. その他参考とすべき情報			
3. 添付資料	(1) (2) (3) (4) (5)		
県情報委員会の評価および意見	評 価	意 見	
中央情報委員会の評価および意見			

不正競走防止に係る競輪場施設の調査について

1. 目 的

不正競走防止のための措置の強化に伴う競輪場施設の改善に関し、選手管理施設を中心とした関係施設について調査し、その結果を総合的に検討して、不正競走の防止を図るとともに選手の適正な保護管理に資する。

2. 調査団の設置

上記目的を達成するため、通商産業局（以下「通産局」という。）所管地区ごとに次の構成員による調査団を設置する。

- (1) 通産局担当官。全国競輪施行者協議会職員および地区常任理事または常任理事の指名する者。日本自転車振興会職員。自転車競技会職員。日本競輪選手会地区常任理事または支部役員
- (2) 調査団の庶務は通産局が行なり。

3. 調査項目

調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 選手出退場口
- (2) 選手観覧席
- (3) 出走選手控室（直前、次回）
- (4) その他の選手管理施設

ア. 選手控室

イ. 検車場

ウ. 食堂および売店

エ. 医 務 室

オ. 洗面所、浴室および便所

カ. 廊下、階段等

(5) 選手管理区域と外部との遮へい施設

(6) 選手通用門

(7) 選手宿舎

(8) 非参加選手観覧席

(9) その他必要な施設

4. 調査方法

調査は全競輪場について行なうものとし昭和47年12月末日完了を目途として調査団による実地調査により行なう。

5. 調査結果の報告

調査団は、調査終了後速やかに別紙様式による報告書2通を作成し、当該競輪場の平面図ならびに写真等必要な資料を添えて通商産業省重工業局車両課へ報告するものとする。

不正行為防止のための競輪場調査結果報告書

競輪場名 昭和 年 月 日
 調査年月日 調査員

調査項目	調査の要点	位置、構造その他施設の状況とその適否	問題点とその解決策	備考
選手出退場口	1 出入口は観客席および場外から見えない位置にあること。 2 出入口は扉等により内部が見えないう措置してあること。 3 選手出退場口と選手管理棟の間の通路は、観客席および場外から見えないよう措置してあること。			
選手観覧席	窓は観客席および場外から内部が見えないよう措置してあること。 (1) 選手観覧用窓 (2) 選手観覧用以外の窓			
出走選手控室 (直前、次回)	1 出入口は観客席および場外から見えない位置にあること。 2 窓は観客席および場外から内部が見えないよう措置してあること。 3 出走選手控室と選手管理棟との間の通路は観客席および場外から見えないよう措置してあること。			

調査項目	調査の要 点	位置、構造その他施設の状況とその適否	問題点とその解決策	備 考
その他の選手管理施設	選手控室、検車場、食堂、売店、医務室、洗面所、浴室、便所、廊下、階段等選手の使用する施設の窓は観客席および場外から内部が見えないよう措置してあること。			
選手管理区域と外部との遮へい施設	観客席および場外から内部が見えないよう措置してあること。			
選手 通 用 門	通用門は、観客席から見えない位置にあり、また扉は内部が見えないよう措置してあること。			
選 手 宿 舎	窓は観客席および場外から見えないよう措置してあり、また場外に面した窓は容易に開閉できないよう措置してあること。			
非参加選手観覧席	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非参加選手専用の通用門を設け、非参加選手と参加選手とを完全に遮断するよう措置してあること。 2. 非参加選手観覧席から、参加選手が見えないよう措置してあること。 			

選手管理施設に係る関連規程および通達（抜萃）

<p>施行規則関係 (第3条の4)</p>	<p>観客から完全に隔離された場所に競走に参加する選手の管理に必要な次の施設を設けてあること。 イ.管理事務室 ロ.番組編成室 ハ.賞金、手当、旅費等の支給室 ニ.自転車の検査場、修理場および保管場 ホ.医務室 ヘ.選手の控室（選手数に応じた適当な広さがあり、選手1人あたり1以上のロッカーを備えた衛生的な部屋であつて、かつ、選手が十分に休養できる設備を有するものであること。） ト.出走すべき選手の控室 チ.選手のための食堂および売店 リ.洗面所、浴室および便所 ヌ.選手の観覧席</p>	<p>第20号</p>
<p>通達関係</p>	<p>選手の搬走路への出場口および出場路ならびに競走路からの退場口および退場路は、観客から完全に断されたものであること。 場内の主要建物及び建造物は放火、破かい等から防ぐよう極力改造すること。 選手控室等の休養設備を完備すること。</p>	<p>第21号</p> <p>昭.29.7.29. 29 重局第4973号 (騒擾事件と今後の対策について) 5. (ロ) 5. (ハ)</p>
<p>通達関係</p>	<p>一般観客席と管理室、本部、投票所との遮断は厳重にすること。扉による閉鎖を完全にするとともに守衛を必ず配置する。 不測の事故に備えて参加選手、執務員等が安全に退避し得る様な場所、若しくは非常口を設けること。</p>	<p>昭.34.9.7. 34 重局第1914号 (事故防止対策中央協議会決定事項の実施について) 4. (ロ) 4. (ハ) 4. (イ)</p>
<p>公正安全中央委員会の決定事項</p>	<p>参加選手と完全に隔離された非参加選手観覧席（通路および付属設備を含む）を早急に設けること。 選手控室、選手観覧席および次回出走選手控室、出走選手控室は、偏光ガラス等により観客から透視できない設備にすること。 なお、次回出走選手控室について、このような設備ができない競輪場にあつては、場内テレビにより観覧させるよう措置する。</p>	<p>昭.45.6.15. 45 競公第2号 (競輪公正安全中央委員会の決定事項について)</p>

選手管理施設の遮へい措置に関する要点

1. 選手出退場口

- (1) 扉等により出入口をふさぎ、観客席から内部が見えないよう措置する。
- (2) 選手出退場口と選手管理棟の間の通路が観客席または場外からの視界にある場合は、塀または有蓋通路により視界を遮断する。

2. 選手観覧席

- (1) 観覧用の窓は、偏光ガラス、着色ガラス等により、観客席から透視できないよう措置する。
- (2) 観覧用以外の窓で観客席または場外からの視界にある窓については、不透明ガラス等により観客席または場外が見えないよう措置する。

3. 出走選手控室（直前、次回）

- (1) 観客席または場外からの視界にある窓は、偏光ガラス、着色ガラス等により外部から透視できないよう措置する。
- (2) 出入口は、観客席または場外からの視界に入らない位置に設ける。
- (3) 出走選手控室（直前、次回）と選手管理棟との間の通路が、観客席または場外からの視界にある場合は、塀または有蓋通路により視界を遮断する。

4. その他の選手管理施設

観客席または場外に面した窓は、不透明ガラス等により外部が見えないようにするとともに、容易に開閉できないよう措置する。

5. 選手管理区域と外部との遮へい施設

観客席または場外から透視できない構造で、かつ十分な高さを有するものとする。

6. 選手通用門

- (1) 選手の通用門は観客席から見えない位置に設ける。
- (2) 扉は、場外から内部が透視できない構造で、かつ十分な高さを有するものとする。

7. 選手宿舍

観客席または場外に面した窓は、不透明ガラス等により外部が見えないようにするとともに、容易に開閉できないよう措置する。

8. 非参加選手観覧席

- (1) 非参加選手専用の通用門を設ける。
- (2) 参加選手関係施設が見えないよう完全に遮断する。
- (3) 観客席または場外から内部が見えないよう措置する。

〔留意事項〕

1. 上記各項の措置にあつては、美観について配慮すること。
2. 選手管理関係施設の窓に関する措置にあつては、採光、換気、通風等居住性について十分配慮すること。

不正競走防止に関する措置について

今般、本会に所属する一部の不心得な選手が自転車競技法違反容疑によつて警視庁に逮捕され、社会的な批判をうけるところとなりました。

公営競技に携わる我々選手としては、他から疑惑を受ける行為は厳に慎むべきことであるにも係わらず、今回かゝる事故を招来したことについて、本会としては、その指導上の責任を痛感いたします。

従来より、こと不正に関しては、たとえ疑しきものでも、これを罰するとの強硬な態度を持つて処してまいりましたが、今後は更に自主制裁措置の強化と指導の徹底を期し、不適正選手の完全排除に努めなければなりません。

今後の具体的な対策について、本会としては、関係団体との協力はもとより、自らの姿勢を正して全選手に次に掲げる事項の励行を指示し、事故の絶無に最善を尽す所存であります。

こゝに不正競走防止に関する措置の一端を公表し、今回の事件によつて多大な御迷惑をお掛けした競輪関係団体を始めファン各位に衷心より謝意を表する次第であります。

記

1. 選手に対する指示事項

- (1) 常に端正、清潔な服装に心がけ、プロスポーツマンとして

の矜持を保つこと。特に競輪の参加及び関係会議等、公式の場への出席は正装（背広、ワイシャツ、本会の記章、ネクタイの着用）とし、これに違反したときは、当該競輪の出場自粛等の制裁措置を講ずる。

- (2) 賭けを対象とする場所（公営競技及び競馬場等）への立入を厳禁し、これに違反した者は競輪の出場自粛等の制裁措置を講ずる。
- (3) 不正競走に繋る恐れのある場所またはその疑惑を招くような場所（バー、キャバレー、麻雀荘等）への立入を禁止する。止むを得ない理由で立入る場合は所属支部の了承をえるものとし、若しこれを怠り疑惑をうけることがあつたときは、自主制裁の措置を講ずる。
- (4) 暴力団等、不正競走に繋る恐れがある者との接触は厳禁する。この事実が判明した者に対しては、理由の如何を問わず、自主制裁の措置を講ずる。
- (5) 競輪参加の往復については、途中の立寄りを禁止し若し所用で立寄る場合は、その理由と立寄り先等を明確にする。
- (6) 競走において、不正の疑いをうけたときは、その事実が判明するまでの間、その競走における当該選手の取得した賞金を本会が保管する。
- (7) 不正競走の疑いをうけた選手の弁護は、一切これを行わない。

2. 指導対策に関する事項

- (1) 本会の事故防止対策委員会の定期的開催と独自の調査機関を設置し、適確な情報を把握すると共に自主制裁措置を強化

し、不適正選手の完全排除に努める。

- (2) 指導員の再教育の実施等、その資質向上を図ると共に常時、相互の情報交換を行い全選手に対する指導の徹底と実効を期する。
- (3) 指導の適切を期すため、選手の交友関係、練習グループ、家族及び親族等についての実態を早急に調査すると共に今後、定期的にこの調査を実施する。
- (4) 登録規則の遵守及び事故防止の観点から全選手に対し、登録地と現住所の統一について指導してきたが、更に完全励行を期すため、この再調査を実施する。
- (5) 選手の出場に関する約款については、各訓練等を通じ、充分説明すると共に関係諸規則の選手心携帳の作成等、その周知徹底を図る。

3. 関係団体への協力要請事項

- (1) 新人選手の養成と指導に関し、次の事項についての改善検討を要望する。
 - イ、競輪学校の生徒採用にあたり、不正に繋る恐れがある親族を有する者は、その採用を拒否する。
 - ロ、競輪学校の入学試験に性格テストを採用する等、性格的な欠陥者を排除する。
 - ハ、競輪学校の教育内容及び期間を再検討する。
 - ニ、競輪学校の応募者の養成にあつては、身体、性格、身上等の調査を行い、事前に不適格者を排除する。
 - ホ、選手登録後一年間は、すべて合宿制とし、競輪参加に関する諸事項及び日常の生活指導をする。

- (2) 現行共済会の不正競走容疑者に対する退職金給付の制限規程について、その制限強化に関し、再検討を要望する。
- (3) 昭和47年7月24日の競輪公正安全中央委員会における「不正競走防止のための措置の強化」に関する決定事項の完全履行を要望する。
- (4) 競輪参加の帰途における事故防止の観点から、賞金の自宅送金制度について検討を要望する。

日本競輪選手会褒賞制裁規程

(目 的)

第1条 本会は、会の規律保持と会員の資質向上及び競輪の公正安全の確保に資するため、定款第11条ならびにこの規程の定めるところにより会員の褒賞及び制裁を行なうものとする。

(褒賞、制裁に関する審議)

第2条 会員の褒賞及び制裁は、定款第36条に定める綱紀審議委員会の議決を経て、理事長がこれを行なう。

第3条 理事長は、会員の褒賞及び制裁の審議に関し、必要あるときは、定款第39条に定める綱紀諮問委員会に諮問することができる。

ただし、制裁に関しては、定款第12条の定めるところにより、その情状によって綱紀諮問委員会に付議しなければならない。

(調 査 書)

第4条 本会は、会員の褒賞、制裁に関する事項を綱紀審議委員ならびに綱紀諮問委員会に付議するにあたり、あらかじめ当該会員の陳述の聴取およびその他必要な調査を行ない、それらに基づいて調査書を作成しなければならない。

(褒賞の方法)

第5条 会員の褒賞は賞状および賞品または賞金を授与することによって、これを行なう。

(褒賞に該当する事項)

第6条 会員が次の各号の一に該当するときは、これを褒賞の対象とする。
ただし、褒賞事由の生じた日から過去1年以内に本会ならびに日本自

転車振興会及び競輪に関与する団体から規定により制裁を受けたときは、褒賞の対象から除外することができる。

(1) 出場した競輪の競走成績が次の各号の一に該当するとき。

ア 年間を通じ最高の成績を収めたとき。

イ 5年間及び10年間、または10年を超え更に長期間に亘り特に優秀な成績を収めたとき。

ウ 年間のすべての特別競輪に出走し、特に優秀な成績を収めたとき。

エ 会員となって2年以内の期間において、特に優秀な成績を収めたとき。

オ その他褒賞に値する優秀な成績を収めたとき。

(2) 全日本プロ選手権自転車競技大会及び国際自転車競技会において特に優秀な成績を収めたとき。

(3) 本会及び競輪界の発展に特に顕著な功績を収めたとき。

(4) 褒賞するにたると認められる善行をなしたとき。

(5) 品性技能共に優良にして他の会員の模範とするにたると認められるとき。

(制裁の方法)

第7条 会員の制裁は、会員の除名若しくは選手の登録消除及び一年以内の競輪の出場自粛に関する勸告ならびに訓戒とし、書面をもって当該会員に通告する。

(制裁に該当する事項)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、これを制裁の対象とする。

(1) 定款及びその他本会諸規程に違反する行為をしたとき。

(2) 本会の規律を紊乱し会の運営に著しい障害を与えたとき。

- (3) 自転車競技方法及びその他関係規則に違反若しくは疑わしい行為をしたとき。
- (4) 暴力団その他不正競走に繋る恐れがある者と酒席を共にし、またはこれに準ずる行為をしたとき。
- (5) 不正競走に繋る恐れがある場所及びその疑惑を招く場所にみだりに立入ったとき。
- (6) 刑法に抵触したとき及び自転車競技法を除くその他の法律に違反しまたはこれに相当する行為をしたとき。
- (7) 競輪参加の往復途上及び日常の行動において、みだりに公衆道徳を乱し会員の体面を汚したとき。
- (8) 競輪及び本会が実施または指示する訓練の参加中において賭博及びこれに類似する行為をしたとき。
- (9) 競輪及び本会が実施または指示する訓練の参加中において、その義務を怠り、若しくは著しくその秩序を乱したとき。
- (10) 本会が実施または指示する訓練を正当な理由なく受講しなかったとき。
- (11) 催眠剤、鎮静剤及び一時的に競走能力をたかめる薬物を使用、若しくはみだりに携行または譲渡したとき。
- (12) 出場した競輪の競走において失格回数及びその内容が顕著であり、特に競走の適正を欠くと認められたとき。
- (13) その他本会及び会員の体面を著しく汚したと認められたとき。

(制裁の取扱に関する特別措置)

第9条 前条の(10), (11), (12)の各号に抵触した者の制裁は、本規程によるほか「選手訓練未受講者制裁要綱」「薬物使用者制裁要綱」及び「失格者

制裁要綱」の定めるところによる。

(役職の辞任勧告及び罷免)

第10条 理事長は、第8条の各号に抵触した会員が、本会の役員、綱紀審議委員、専任指導員、指導員、定款第39条に定める各委員会の委員及び支部長の役職にある者はその役職の辞任の勧告またはその役職を罷免することができる。

(制裁の軽減)

第11条 制裁を受けた者が、その後改悛の情顕著なものがあると認められるときは、綱紀審議委員会に諮り、理事長はその制裁の内容を軽減することができる。

(制裁対象者の弁明措置)

第12条 制裁の対象となつた者は必要あるときは、他の会員の中から自己の立場を弁明する者を依頼することができる。

(異議の申立)

第13条 制裁が決定した者は、その通告を受けてから2週間以内に限り、本会对し異議の申立をすることができる。

2 異議の申立は理由を附した書面をもって、これを行なはなければならない。たゞし緊急止むを得ない理由があると認められるときは、口頭をもってこれに代えることができる。

3 異議の申立は、代理人をもってこれをなすことができる。

(異議申立の審議)

第14条 本会は前条の申立を受けたときは、綱紀審議委員会の議決に基づき、申立に理由があると認めるときは、その処分を取消し、申立に理由がないと認めるときは、これを棄却する。

競走総合再検討制度

現行の競輪開催における競走の厳重観察に加え、昭和47年7月24日開催の競輪公正安全中央委員会において決定された「不正競走防止のための措置の強化について」の1の1に~~よる~~^{基づき}レースの再検討を新たに行ない競走内容を分析し不正競走の摘発に資する。

1. 構成

- (1) 施行者、開催執務委員長またはその指名する者
 - (2) 自転車競技会、競技委員長またはその指名する者
 - (3) 日本競輪選手会、支部長または支部事務局長および当該競輪場に派遣された指導員の中から日本競輪選手会が指名する者
- なお、日本自転車振興会の競走観察員も検討会に出席することができるものとする。

2. 検討会

~~2~~³の事項について総合的に再検討するため原則として当該日のすべての競走終了後所定の場所において開催する。

3. 検討事項

レース展開、異常売上げの有無、場内外の情報、場内の動静、および当該選手の動向、競走経歴等を総合的に分析検討する。

競技会は別紙様式によるレース再検討表を検討会に提出する。

4. 事 務

検討会の会議の進行および事務は自転車競技会がこれに当り検討記録、報告書、その他資料を作成する。

5. 都府県情報委員会への報告

自転車競技会は検討会終了後速やかに XXXXXXXXXX 記録書を作成し、都府県情報委員会に提出するものとする。

6. 遵守義務

- (1) 構成員は本検討会の主旨に鑑み不正競走防止のため相互に協力しなければならない。
- (2) 構成員は職務上知り得た機密を他に漏してはならない。
- (3) 構成員はそれぞれにおいて把握した特異事項を検討会に確実に提供し活発な意見の交換を行ない実態を的確に分析しなければならない。

第 回 営 競 輪 (昭 和 年 月 日 第 日) 日 目 レ ー ス 再 検 討 表

項 目	レ ー ス 選 手 番 号	R										R										R																																			
一、競 走 状 況	1.妨害行為があつた																																																								
	2.極端な牽制をした																																																								
	3.内圏線を踏切つた																																																								
	4.暴走気味であつた																																																								
	5.競走の終始を通じ理由なく競走の後方に位置した																																																								
	6.周回錯誤の疑いがあつた																																																								
	7.ペーサーメーカーの疑いがあつた																																																								
	8.平素の脚質、脚力に比し不自然な競走をした																																																								
	9.軽微な妨害に対し必要以上の反動を示した																																																								
	10.仕掛けるチャンスをあえて失した																																																								
	11.理由なくまたは不自然に好位置を捨てた																																																								
	12.落車状況が不審であつた																																																								
	13.競走中不自然な動作があつた																																																								
二、投 票 状 況	1.売上げが異常に上昇した																																																								
	2.人気に比し特定の枠が異常に売れた																																																								
	3.特定の建屋において人気に比して特定の枠が異常に売れた																																																								
	4.特定の枠に大口の投票があつた																																																								
	5.選手の人気に比して払戻金が異常であつた(低すぎた、高すぎた)																																																								
	6.特定の者が数回に分けて払戻しを受けた																																																								
	7.大口投票があつたにかゝらず大口の払戻しを受ける者がいなかつた、または未払いが多かつた																																																								
三、場	1.警察関係から情報があつた																																																								
	2.場内警備から情報があつた																																																								

異常動作記録票

第 第 回 競輪

第 日 第 レース 番 選手 都府県

観 察 事 項	入 場 口 附 近	異常動作のあつた場所								備 考
		B,S	3C	2S	4C	H,S	1C	1S	2C	
1. 内圏線を切つた										
2. 外帯線をはずした										
3. ハンドルのニギリ位置を変えた										
4. 座す位置を変えた										
5. ハンドルを握つている指を開いた										
6. ハンドルから手を離した										
7. 頭を不自然に動かした										
8. ひじを不自然に動かした										
9. 腰を不自然に動かした										
10. ひざを不自然に動かした										
11. ペダルの踏み方が不自然である										
その他 不自然 と思わ れる動 作										

観 察 員